

佐賀県告示第四百四十七号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求で
きる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正
する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

表中「佐賀県立有田窯業大学校研究科入学者選抜試験」を「佐賀県立有田窯
業大学校専門課程編入学者選抜試験」に改める。